

令和8年4月24日

保護者の皆様へ

雲仙市校長会中学校部会

生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）等の取扱いについて

インターネット環境を含め、生徒を取り巻く生活環境が大きく変化する中、携帯電話（スマートフォンを含む、以下略）の過度の利用による基本的な生活習慣の乱れや健康被害の懸念、LINEやブログ等の書き込みに関する人間関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加しております。

また、ゲーム機や音楽プレーヤーの中にはインターネットに接続できるものもあり、携帯電話と同じと思って対応する必要があります。

つきましては、携帯電話の取扱いについて、下記の点にご留意ください。

記

1 携帯電話（ネットに接続できるゲーム機や音楽プレーヤーも含む）を子どもに持たせるかどうかについては、保護者の責任で判断してください。

（1）大切なのは必要性です。しっかりとした目的と理由をもとに判断してください。

（2）携帯電話には、利便性とともに、危険性や問題点があります。メールやインターネットを自由に使える携帯電話等のトラブルは、原則として保護者が全責任を負うこととなります。人権侵害等、悪質な場合は関係機関へご相談ください。

2 携帯電話を持たせる場合、または、保護者の携帯電話・スマートフォン等を使用させる場合は、次の事項を徹底してください。

（1）家庭のルールを作り、利用方法について指導し、利用状況を把握すること。

（2）フィルタリングを設定し、決して外さないこと。

（3）アプリ制限や利用時間の制限などの機能制限を活用すること。（推奨）

※ 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であり、学校への持ち込みは「原則禁止」です。絶対に学校へ持ち込ませないでください。やむを得ず持ち込む場合は、必ず学級担任に申し出てください。

アメリカ・マサチューセッツ州に住むお母さんが、13歳の息子に贈ったクリスマスプレゼントのスマートフォン。その「使用契約書」が「スマホ18の約束」です。

携帯電話等の所持や使用についての「家庭のルール」の参考にしてください。

- 1 これは私のスマホです。私が購入したものです。だから当然支払いもします。あなたに貸すだけです。
- 2 パスワードは私が管理します。
- 3 これは電話です。鳴ったら出ること。「もしもし、こんにちは」と礼儀正しく言いなさい。パパやママからの電話には必ず出ること。
- 4 学校がある日は夜の7時30分から、毎週末は夜9時に、親のどちらかにスマホを預けること。友だちの親が直接出る電話にかけられないような友だちなら、メールも電話もしてはいけません。
- 5 スマホは学校には持って行ってはいけません。メールのやりとりをする子とは直接会話をしなさい。会話することは人生のスキルです。
- 6 携帯電話がトイレや床に落ちたり破損した場合、修理費用はあなたの責任です。こういうことは起こるから準備しておきなさい。
- 7 テクノロジーを他の人に嘘をつくために使わないこと。他の人を傷つけるような会話には関わらないこと。
- 8 面と向かって言えないようなことはスマホを通してメールを送らないこと。
- 9 友達の親がいる前で言えないようなことはスマホを通してメールを送らないこと。
- 10 ポルノは禁止。母とオープンに共有できる情報を検索してください。質問したいことがあれば人に尋ねなさい。なるべく私かパパに聞くこと。
- 11 公の場では電源を切るかマナーモードに設定すること。特にレストランや映画館など他の人と話してるときは気をつかいなさい。
- 12 他の人にあなたの大事な部分の写真や、他の人の大事な写真を送ったり受け取ったりしないこと。
- 13 膨大な数の写真やビデオを撮らないこと。すべてを記録する必要はありません。
- 14 時々家にスマホを置いていきなさい。スマホは生き物ではないしあなたの一部でもありません。スマホなしでも暮らしていけることを覚えなさい。
- 15 新しい曲、クラシックなど、いろんな曲をダウンロードしなさい。あなたの仲間が聴いている音楽だけでなく様々な曲を聴きなさい。
- 16 ワードゲームやパズル、頭脳ゲームも時々しなさい。
- 17 上を向いて歩きなさい。あなたの周囲の世界に目を向けなさい。窓を眺めたり鳥の声を聴いたり散歩をしたりしなさい。知らない人と会話をしてみなさい。グーグルで検索せず思考しなさい。
- 18 あなたは約束を守れないかもしれません。その時はあなたのスマホを没収します。

その時は話し合いをしましょう。また一からはじめるのです。